

三木町告示第145号

三木町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月11日

三木町長 伊藤良春

三木町条例第12号

三木町印鑑条例の一部を改正する条例

三木町印鑑条例（昭和51年三木町条例第5号）一部を次のように改正する。

第15条の2中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書」を加え、「（電子署名等）」を「（これらのうち、電子署名等）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。